


平成 28 年版

# 人権教育・啓発白書

第十四条  
1 すべての人人は迫害を免れるための他国に避難  
することを求めかつ避難する権利を有  
する  
2 この権利はもっぱら非政治犯罪又は国際連合の  
目的及び原則に反する行為を原因とする訴  
追の場合には援用することはできない



07/11/13

平成 28 年版

# 人権教育・啓発白書

平成 27 年度人権教育及び人権啓発施策

法務省・文部科学省

---

**表紙「世界人権宣言啓発書画・第14条」** 提供：公益財団法人人権擁護協力会

世界人権宣言啓発書画は、日本の書道家こぎたいほう小木大法氏とブラジルの画家オタビオ・ロス氏が、世界人権宣言に示された人類の英知に感動し、生き生きと、はつらつと生きている人をたたえる人間賛歌として受け止め、その感動を芸術的に表現しようとしたものです。

#### 「封筒の中の人間」

封筒の中に身を隠す人間の絵で、世界中のいかなる所へでも安全に連れ出してもらえることを表わしたもの

---

# 人権教育・啓発白書の刊行に当たって



法務大臣

岩城光英



文部科学大臣

馳 浩

我が国では、基本的人権の尊重を基本理念の一つとする日本国憲法の下で、長年にわたり、国、地方公共団体と人権擁護委員を始めとする民間のボランティアとが一体となって、地域に密着した地道な人権擁護活動を積み重ねてきました。

平成12年12月には、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行され、政府は同法に基づき、平成14年3月、「人権教育・啓発に関する基本計画」（平成23年4月一部変更）を策定し、国民が人権に関する正しい知識と日常生活の中でいかされるような人権感覚を身に付けることができるよう、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場における各種人権施策に取り組んでまいりました。

今日の我が国社会の人権状況を見ると、人権尊重の理念が、基本的には、広く国民に浸透し、人権を尊重する社会としての進化が遂げられてきたと思います。

一方で、近年の社会の急激な変化の中で、子供の人権問題、インターネット上の人権侵害、性的指向及び性自認を理由とする偏見や差別の問題、いわゆるヘイトスピーチ等の外国人の人権問題等深刻な社会問題となったり新たな対応が切実に求められている課題が出現しています。

これまでの課題はもとより、新たな課題に対しても積極的に取り組んでいかなければなりません。そして、我が国は、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を4年後に控えています。様々な人たちが我が国を訪れるこの機会を契機として、誰もが相互に人格と個性を尊重し、支え合う「心のバリアフリー」を実現し、大会以降のレガシーとして残していきたいと考えています。

本白書は、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づく年次報告であり、政府が平成27年度に講じた人権教育及び人権啓発に関する施策について取りまとめたものです。

本白書により、人権教育及び人権啓発に関する施策の状況について多くの方々に御理解いただき、今後、人権について一層理解を深めるきっかけにいただければ幸いです。

平成28年6月

# 目次

はじめに

<b>第1章</b>	<b>平成27年度に講じた人権教育・啓発に関する施策</b>	1
第1節	人権一般の普遍的な視点からの取組	2
1	人権教育	2
2	人権啓発	4
第2節	人権課題に対する取組	13
1	女性	13
2	子ども	19
3	高齢者	27
4	障害のある人	30
5	同和問題	36
6	アイヌの人々	39
7	外国人	41
8	HIV感染者・ハンセン病患者等	45
9	刑を終えて出所した人	48
10	犯罪被害者等	50
11	インターネットによる人権侵害	52
12	北朝鮮当局によって拉致された被害者等	55
13	その他の人権課題	59
第3節	人権に関わりの深い特定の職業に従事する者に対する研修等	65
1	研修	65
2	国の他の機関との協力	68
第4節	総合的かつ効果的な推進体制等	70
1	実施主体の強化及び周知度の向上	70
2	実施主体間の連携	71
3	担当者の育成	73
4	人権教育啓発推進センターの充実	74
5	マスメディアの活用等	75

6	インターネットの活用	80
7	交通機関の活用	85
8	民間のアイデアの活用	85
9	国民の積極的参加意識の醸成	85

**第2章 人権教育・啓発基本計画の推進** .....87

## はじめに

我が国においては、基本的人権の尊重を基本理念の一つとする「日本国憲法」（以下「憲法」という。）の下で、国政の全般にわたり、人権に関する諸制度の整備や諸施策の推進が図られてきた。それは、憲法のみならず、戦後、国際連合（以下「国連」という。）において作成され、現在、我が国が締結している人権諸条約等の国際準則にもものとして行われている。また、我が国では、長年にわたり、国、地方公共団体と人権擁護委員を始めとする民間のボランティアとが一体となって、地域に密着した地道な人権擁護活動を積み重ねてきた。その成果もあって、人権尊重の理念が広く国民に浸透し、基本的には人権を尊重する社会が築かれているといえることができる。

一方で、人権課題の生起がやむことはなく、近年の急速な情報通信技術の進展や外国人の入国者数の増加等による情報化や国際化に加えて、晩婚化や平均寿命の伸長その他の原因による少子化や高齢化等により、我が国社会が急激な変化にさらされる中、インターネット上の人権侵害、外国人の人権問題、子どもの人権問題、障害のある人や高齢者の人権問題等が関心を集めることとなっている。

法務省の人権擁護機関は、「人権侵害事件調査処理規程」（平成16年法務省訓令第2号）に基づき、人権侵害を受けた者からの申告等を端緒に人権侵害による被害の救済に努めているところである。平成27年に法務省の人権擁護機関が新規に救済手続を開始した人権侵害事件数は2万999件であり、対前年比で719件（3.3%）減少したものの、インターネット上の人権侵害情報に係る事件数が過去最高となるなど、新たな人権問題の傾向がうかがえる。

特に、子どもの人権に関しては、文部科学省が行った平成26年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」によれば、小・中・高等学校における、暴力行為の発生件数は5万4,246件、いじめの認知件数は18万8,072件と依然として憂慮すべき状況にある。また、警察が平成27年にいじめに起因する事件で検挙・補導した人員は、前年より減少したものの331人に上る。さらに、全国の児童相談所における児童虐待に関する相談対応件数も、平成26年度には8万8,931件となっており、増加の一途をたどっている。

加えて、最近では、性的指向及び性同一性障害を理由とする偏見や差別に関する課題やいわゆるヘイトスピーチが社会の関心を集め、各方面で議論がされている。

このような状況の下、政府では、府省庁間の連携を図りながら、国民に対する人権教育・啓発活動を更に推進している。

学校教育においては、学校の教育活動全体を通じた人権教育の一層の充実等、人権尊重の意識を高める取組を行うとともに、社会教育においては、国や大学が実施する社会教育

主事等を対象とした講習や研修を通じて、多様な人権課題に対応できる指導者の育成及び資質の向上を図っている。

また、国民が人権について正しい認識を持ち、それらの認識が、日常生活の中での態度面、行動面等に確実に根付くことにより、人権侵害のない社会が実現されるよう、法務省の人権擁護機関が、関係府省庁や地方公共団体等と連携しつつ、様々な啓発活動等に取り組んでいる。

一方、「平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法」（平成27年法律第33号）第13条に基づき平成27年11月27日に閣議決定された「2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の準備及び運営に関する施策の推進を図るための基本方針」4(4)②「ユニバーサルデザイン・心のバリアフリー」において、高齢化が進展する中で、障害のある人及び高齢者にとどまらず、全ての人々の社会参加を促進し、活躍の機会を増やすため、パラリンピック競技大会の開催を通じて、誰もが安全で快適に移動できるユニバーサルデザインの考えに基づいた街づくりを推進するとともに、障害の有無等にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う「心のバリアフリー」を推進することにより、共生社会の実現につなげるものとされている。

また、2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の準備及び運営に関する施策の推進を図るための基本方針を踏まえ、東京大会を契機として、ユニバーサルデザイン化・心のバリアフリーを推進し、大会以降のレガシーとして残していくための施策を実行するため、平成28年2月に東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部の下に、ユニバーサルデザイン2020関係府省等連絡会議を設置し、年内での取りまとめに向けた検討を行うこととしている。

さらに、平成28年4月1日からは、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成25年法律第65号。以下「障害者差別解消法」という。）が施行されている。

これらを契機として、障害のある人の人権、高齢者の人権を始めとする各種人権課題に、なお一層積極的に取り組んでいく必要がある。

本書は、平成27年度において各府省庁が取り組んだ人権教育・啓発の施策を「人権教育及び人権啓発施策」として取りまとめ、国会に報告するものである。